

# トラック運転者による業務中の飲酒交通事故が発生しています

貨物運送事業所の大型トラック運転者が、業務中に駐車帯で飲酒した後、交通事故を起こして逮捕される事案が発生しました。

## 事案の概要

- 発生日時  
令和7年6月13日（金）午後8時5分頃
- 発生場所  
山形県酒田市東両羽町 国道7号
- 当事者（運転者）  
住所 青森県北津軽郡鶴田町  
運転手 A男 60歳代
- 概要  
A男は、近畿地方から東北地方の某県に大型貨物自動車で農産物を運搬途中、コンビニエンスストアで酒類を購入し、休憩で立ち寄った国道沿いの駐車帯で飲酒した後、酒気帯び運転を敢行したうえ、信号待ちで停止中の準中型貨物自動車に追突したもの。



運行管理者・安全運転管理者に選任されている方は、以下の点について、今一度留意していただき、運転に従事される方への御指導・注意喚起をお願いします。

- ◎ アルコール検知器による確認の徹底  
業務で運転しようとする運転者や運転を終了した運転者に対しては、確実にアルコール検知器を使用し、酒気帯びの有無を確認してください。
- ◎ 中間点呼における見逃し防止  
中間点呼で運転者と対話する際は、運転者の応答状況（声の調子等）に注意し、酒気帯び状態を見逃さないようにしてください。
- ◎ 運転者に対する管理の徹底  
運転に従事させる者が、アルコール依存症に陥っていないか随時把握に努めてください。万一、把握した場合は、運転業務はもとより出退勤時の運転もさせないようにし、医療機関を受診させてください。

**飲酒運転 ⇒ 運転免許の取消・停止 ⇒ 解雇等の処分など**

**運転者の皆様への再認識をお願いします**

